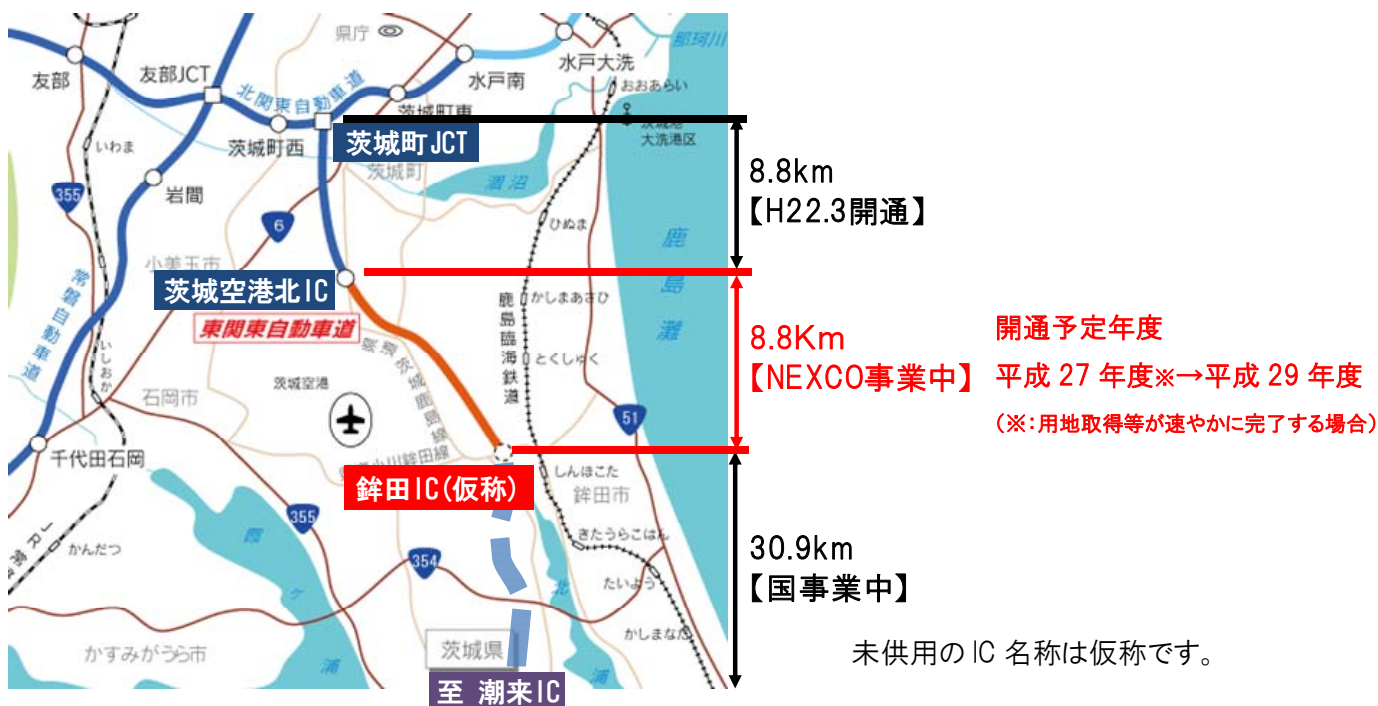


高速自動車国道東関東自動車道水戸線新設工事(銚田 IC(仮称)～茨城空港北 IC)の概要

◆路線の概要

東関東自動車道水戸線(以下「東関東道水戸線」という。)は、東京都練馬区を起点とし、埼玉県三郷市、千葉県千葉市、茨城県潮来市等を経由して、水戸市に至る延長143kmの高速自動車国道です。

東関東道水戸線(銚田 IC(仮称)～茨城空港北 IC)の完成により、供用済みである本路線の他の区間と接続し、茨城県内外の広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による利便性が向上し、物流の効率化及び現道の混雑緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが期待されます。



◆事業認定申請区間

全体計画区間: 茨城県銚田市地内から同県東茨城郡茨城町地内まで (延長約 8.8 km)

起業地区間 : 全体計画と同区間

◆用地の取得状況

銚田 IC(仮称)～茨城空港北 IC間

平成27年7月末日現在

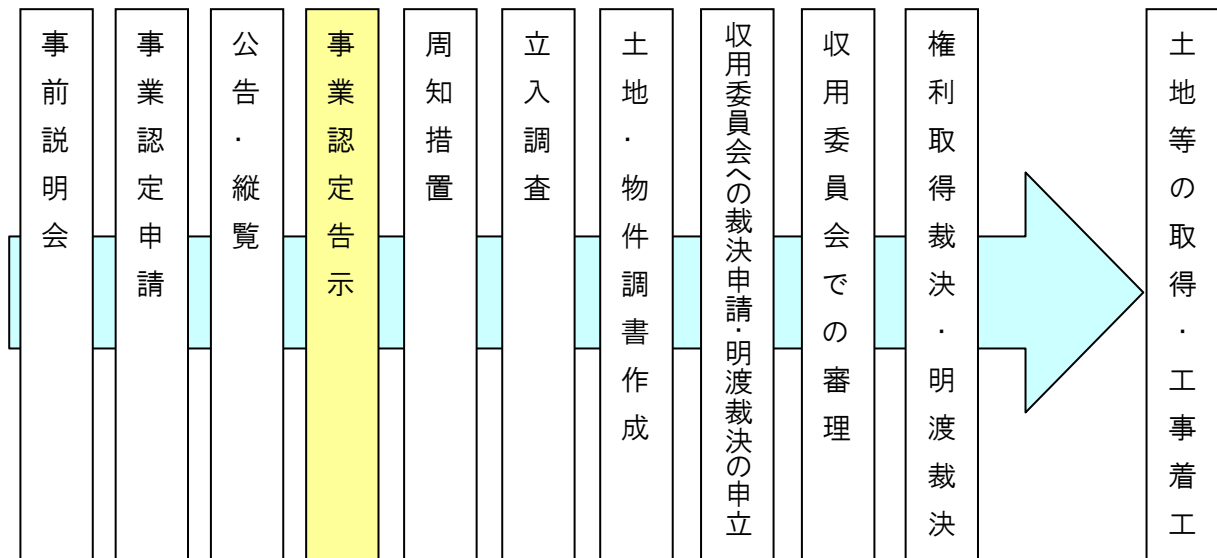
| 用地取得予定面積<br>(千㎡) | 用地取得面積<br>(千㎡) | 用地取得率 |
|------------------|----------------|-------|
| 520              | 502            | 97%   |

◆【参考】土地収用法に基づく事業認定について

土地収用法は、憲法第 29 条 3 項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し(中略)、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もって国土の適性かつ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

土地収用法第3条には、土地を収用又は使用することができる事業(収用適格事業)として各種の公共の利益となる事業が列挙されています。当社が行う高速道路建設事業も収用適格事業に該当しますが、この収用適格事業に該当すれば、ただちに事業に必要な土地等を取得できるというわけではなく、事業認定庁(当社の事業の場合は国土交通大臣)より土地の収用又は使用を必要とする事業について、事業の認定を受けなければなりません。

今回、事業の認定の告示を受けたことにより、土地等の取得に向けた一連の収用手続きをさらに進めていくこととなります。



※上記フロー図は、土地収用法における一般的な手続きの概略を示したものです。